

船舶事故調査報告書

令和4年8月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

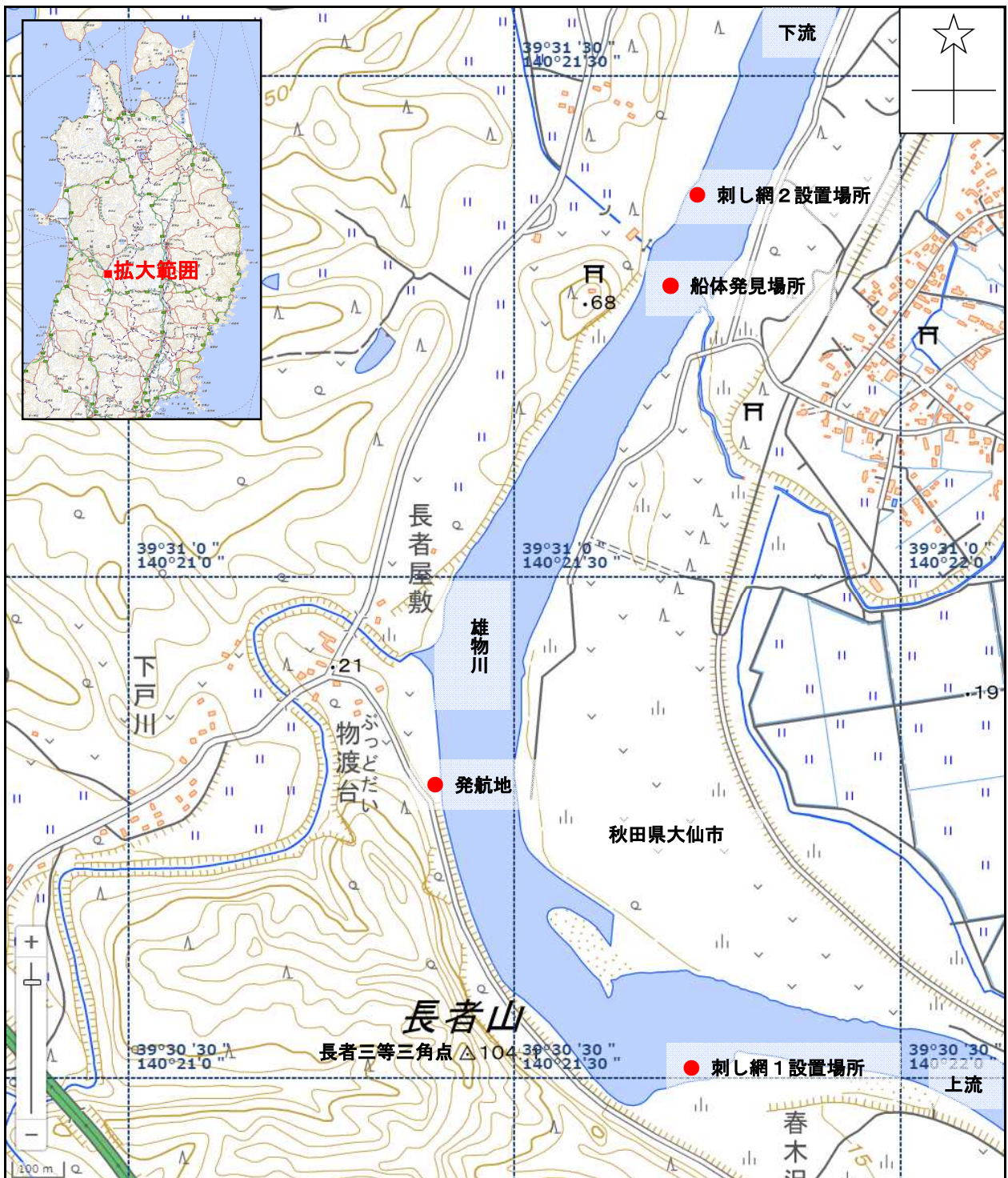
委 員 佐藤 雄 二（部会長）
委 員 田 村 兼 吉
委 員 岡 本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	令和3年3月29日 14時00分ごろ
発生場所	秋田県大仙市 ^{おも} 雄物川 長者三等三角点から真方位094° 430m付近 (概位 北緯39° 30.5′ 東経140° 21.7′)
事故の概要	漁船 ^{きすい} 喜翠丸は、無人の状態では漂流しているところを発見され、船長が落水して行方不明となった。
事故調査の経過	令和3年4月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となっているため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 喜翠丸、0.2トン AT6-1927（漁船登録番号）、個人所有 5.74m (Lr) × 1.17m × 0.38m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、不詳
乗組員等に関する情報	船長 80歳 二級小型船舶操縦士（湖川小出力限定） 免許登録日 平成18年10月18日 免許証交付日 令和元年11月29日 (令和3年10月17日まで有効)
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、前日仕掛けた刺し網の揚網を行う目的で、令和3年3月29日13時00分ごろ、雄物川の船着き場を出発した。 本船は、船長が夜になっても帰ってこないため、21時過ぎに家族から警察に通報があり、警察、消防等が捜索を行ったところ、30日06時30分ごろ、出航した船着き場から約1km 下流において無人の状態では漂流しているところを発見された。 本船は、船着き場より上流に設置した刺し網（以下「刺し網1」という。）及び漁獲物が船内に残され、船外機がチルトアップされた状

	<p>態であった。</p> <p>船長は、警察及び消防による捜索が続けられたが発見されず、行方不明となった。</p> <p>船着き場より下流に設置された刺し網（以下「刺し網2」という。）は、船長が作業を行った形跡がなく、そのまま残っていた。</p> <p>（付図1 漁具設置及び本船発見場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>雄物川は、本事故当日、雪解け水と3日以上降り続いていた雨により非常に増水しており、流れが速く、流木、ごみ等の漂流物が流れ込んでいる状況であった。</p> <p>地元の漁業者は、本事故当日の14時00分ごろ、陸上の道路から刺し網1設置場所付近にいる本船を目撃していた。</p> <p>船長は、過去に、脊柱管狭窄症^{きょうさく}の手術を2回、右足軟骨の手術を1回それぞれ受け、右足にしびれとふらつきに加え、足首に痛みもあり、頻繁に転倒しており、船から川に落ちたこともあった。</p> <p>船長は、ふだん、救命胴衣を着用しておらず、本事故当日の着用状況については不明であった。</p> <p>地元の漁業協同組合事務局長によれば、船外機をチルトアップするのは、揚網時、刺し網がプロペラに絡まないようするためであった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>船長は、行方不明となった。</p> <p>船長は、雪解け水と降雨により増水した雄物川において、右足にしびれやふらつきを抱えた状態で、単独で発航し、本船で何らかの作業をしていたことから、身体のバランスを崩して落水し、行方不明になった可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、本船が、14時00分ごろ、刺し網1設置場所付近で目撃され、刺し網2設置場所に至る手前で、刺し網1と漁獲物が船内に残され、船外機がチルトアップされた状態で発見されていることから、刺し網1の設置場所付近で刺し網1と漁獲物を揚収後、船外機を使用する前に、何らかの作業をしていて転倒するか、又は、船体の動揺等で身体のバランスを崩して落水した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、船長が、雪解け水と降雨により増水した雄物川において、右足にしびれやふらつきを抱えた状態で、単独で発航し、本船で何らかの作業をしていたため、身体のバランスを崩して落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、河川の増水時、流れが速く、流木、ごみ等の漂流物が流

	<p>れ込んでいる状況では、転覆等の危険性が増加するので発航しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、転倒する等の身体の異常がある場合、単独で発航しないこと。・ 船長は、救命胴衣を着用すること。
--	--

付図1 漁具設置及び本船発見場所概略図



国土地理院 地理院地図（電子国土 Web）使用